

2010年5月のOIE総会で採択が予定されている陸生コード改正案の概要

〈 (1) 疾病横断的項目の改正案 〉

OIEより提案された改正項目	改正内容の概要
用語解説：GLOSSARY	<ul style="list-style-type: none"> ● 「抗生物質 (antimicrobial agent)」の定義において、抗菌作用を示す条件に「生体内の濃度で」を追加。 ● 「所轄当局 (competent authority)」の定義において、所轄当局の責任及び権限に水生コードの勧告の実行の確保及び監視を追加。 ● 早期検出システム (early detection system)」の定義において、トレーニングプログラムの対象に「家畜の所有者／飼養者」を追加。 ● 「汚染地域 (infected zone)」の定義を、「問題となる疾病が存在しないことが、陸生コードの規定を満たしていることにより証明されていない地域」から「疾病が診断された地域」へと修正。 ● 「不確実性 (uncertainty)」及び「変異性 (variability)」の定義の削除。 ● 「獣医サービス部局 (veterinary service)」の定義において、獣医サービス部局が実行する項目に「水生コードの勧告」を追加。水産衛生専門家が通常獣医サービス部局によって認定される職業に追加。
第1.2章 疾病をOIEリストに入れるための基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 「総会においてこの動物疾病のリストの改正が採択された場合、新規リストは次の年の1月1日から施行される。」を追加。
第1.4章 動物衛生サーベイランス	<ul style="list-style-type: none"> ● 「野生動物に疾病が発生しても適切なバイオセキュリティ措置が講じられているのであれば、国内の家畜でその疾病が必ずしも存在しているとは言えない。」との記載から「適切なバイオセキュリティ措置が講じられているのであれば」との条件を削除。 ● 「野生動物に疾病が発生しても国内の家畜でその疾病が必ずしも存在しているとは言えない。」との記載に「また逆も同じである」と追記。 ● 「発生事例の明確化」に係る記述に文言が整理され、「明確な発生の定義を作成すること」に代えて「明確な基準を使用した発生の明確化」が必要とされている。 ● 「野生動物の個体数に関するデータはしばしば存在せず、サーベイランスの計画前に決定されなければならない。」との記載に「可能な範囲で」を追加。
第1.5章 動物疾病を媒介する節足動物のサーベイランス	<ul style="list-style-type: none"> ● 序文に、陸生コードには動物サーベイランスに関する一般的な勧告が含まれる旨追記。 ● 収集方法において、発育ステージ及び成虫の日齢分類を決める際には、その種にとって適当なものにすべきとされているが、サーベイランスの目的にとっても適当なものとするよう追加。例として、

	<ul style="list-style-type: none"> ・「仮にベクターが存在しないと考えられている場合、収集方法は最も侵入する可能性の高い発育ステージをターゲットにすべき、あるいは最も容易に検出できるものにすべき。」 ・「仮にベクターが存在する場合、疾病の感染様式に関連して、個体群の生存率及び動態を推量することが求められている発育ステージのものを収集すべき。」 があげられている。
第1.6章 OIEリスト疾病のステータス：自ら宣言及びOIEによる公式認定の手続き	<ul style="list-style-type: none"> ● 公式認定の対象となる4種（BSE、口蹄疫、牛疫及び牛肺疫）の疾病については、各国が独自に清浄宣言を行った場合に、OIEはそのことを「認定（recognize）」していないとしていたところ、今般「公表（publish）」していないに修正。
第2.1章 輸入に関するリスク分析	<ul style="list-style-type: none"> ● 「定量的評価はより意義があるが、データが限定されている場合には定性的評価の方がより意義があることもある。」との記載を削除。
第3.1章 獣医サービス 第3.2章 獣医サービスの評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 獣医サービス部局が遵守すべき原則として「獣医法令」という項目を新規に追加し、法律が獣医サービスの質を決める基礎的な要素であることを明記した上で、他の項目に含まれていた法律に関する記載を移動。 ● 獣医サービス部局の質を決める要素として、倫理上、組織上、法律上及び技術上の要素が挙げられているが、これに規制上の要素を追加。同じく、獣医サービス部局の質には、獣医法令の他に獣医規制が含まれていることを強調。 ● 獣医サービス部局の対象にアニマルウェルフェアを追加。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「獣医サービス部局は、…動物衛生措置の適用及び制定について管理することができることを立証しなければならない。」とされていたところ、動物衛生措置だけではなくアニマルウェルフェア措置を追加。 ・ 獣医サービス部局の評価の際に考慮すべき事項の一つとして、「動物衛生及び獣医公衆衛生に関する法的及び機能的な能力」があげられていたところ、それにアニマルウェルフェアに関する当該能力を追加。それに伴い、「獣医サービス部局の機構内に、適切な資質をもち、その責任にアニマルウェルフェアを含む者がいること。」との文章を追加。 ・ 獣医サービス部局に必要な情報に「飼料」及び「アニマルウェルフェア」に関する獣医法令及び規制能力を追加。
第4.2章 トレーサビリティのための個体識別システムの設計及び実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 個体識別システムの設計に当たり考慮する登録を行うべき動物に関する情報の例として「それぞれの動物種の個体数」を追加。動物の移動に関する情報として「所有権」、「場所の変更」及び「輸送方法」を追加。 ● ラボに関する事項に、動物からサンプルを採取した日に関する情報を記録すべき旨を追加。

第4.3章 清浄地域及び清浄コンパートメントの設定制度	<ul style="list-style-type: none"> ● 清浄地域及び清浄コンパートメントのステータス取得及び維持に必要な疫学的情報の例として「感受性のある野生動物の存在及び重要性」を追加。 ● プロテクションゾーンの設置できる旨の記載を追加。 ● プロテクションゾーンを設けるにあたり実施する措置に含まれるものとして下記を記載。 <ul style="list-style-type: none"> ・動物の個体識別及びトレーサビリティ ・全ての動物あるいはリスクのある感受性動物に対するワクチン接種 ・移動した動物の検査及び／又はワクチン接種 ・サンプルの取扱、送付及び検査に関する特定の方法 ・強化された清浄化法—輸送用手段の消毒方法及び輸送ルートの設定 ・感受性のある野生動物種に対する特定のサーベイランス ・一般人あるいはブリーダー、貿易商、ハンター、獣医師に対する認知度向上キャンペーン
第4.4章 コンパートメント設定制度の適用	<ul style="list-style-type: none"> ● 疾病発生時に輸出証明書を停止すべきとしていたところ、清浄ステータスを停止すべきと修正。
第4.5章 牛、小反芻動物及び豚の精液の採取及び処理	<ul style="list-style-type: none"> ● 第4.5章から第4.6章へ変更。 ● 文言修正：検疫 (quarantine) → 導入前隔離 (pre-entry isolation)、検疫所 (quarantine station) → 導入前隔離施設 (pre-entry isolation facility)、検疫前 (pre-quarantine) → 導入前隔離施設に入る前 (prior to entering pre-entry isolation facility) ● 「国 (country)」の後に「地域 (zone)」が追加され、国と地域を同等に取り扱う修正。 ● 導入前隔離施設への導入に当たり求められる疾病に関する条件は、生産国または地域が当該疾病の汚染国である場合のみ課される旨の規定を追加、それに合わせて関連箇所の文言修正。 ● 動物に適用される条件の内ブルータングに関する記載において、その条件は「<u>精液採取センター (serum collection centre)</u> の位置する国または地域のブルータングステータスにより適用される」とされていたところ、「<u>導入前隔離施設 (pre-entry isolation facility)</u> の位置する国または地域のブルータングステータスにより適用される」と変更。 ● 精液採取に適用される条件において、「マウンティングエリアの床は清掃、消毒しやすくすべき」としていたところを「マウンティングエリアの床は清潔かつしっかりと安全な足場であるべき」と変更。
第4.6章 精液の採精及び処理施設における一般衛生	<ul style="list-style-type: none"> ● 第4.6章から第4.5章へ変更 ● OIEリスト疾病に含まれない「ポーター病」及び「豚ティッシュウイルス脳脊髄炎」に関する条件を削除。 ● 人工授精センターの構成要素として、「検疫施設 (quarantine station)」を「隔離前施設 (pre-entry isolation facility)」へ文言修正。「隔離前施設に関しては馬の場合には適用されない」旨を追加。 ● 人工授精センターは、獣医サービス部局の公式に認定を受け、その監視及び管理下になければならない旨を追加。 ● 人工授精センターの直接の監督及び管理を行うべき者を「公的獣医官」から「センターの獣医師」へ変更

	<ul style="list-style-type: none"> ● 精液採取施設に関し、「動物収容施設及び精液採取エリアは少なくとも1年に一度清掃及び消毒されるべき」とされていたところ、「動物収容施設は清潔に維持されるべき」に変更。
第4.7章 家畜及び馬の体内受精卵の採取及び処理	<ul style="list-style-type: none"> ● 受精卵採取チームの条件に公的機関により認定されるべき旨を追加。 ● 受精卵採取チームに適用される条件において、チームの獣医師はこの目的のために特別に認定されるべき旨の削除。 ● 豚の受精卵に提供される条件において、OIEリスト疾病ではないという理由から、「病原性エンテロウイルス脳髄膜炎」を削除。 ● 「第4.7.14条 体内採取受精卵を介した疾病伝播リスクに関する勧告」において、スクレイピー（羊）をカテゴリー2からカテゴリー1に格上げ。カテゴリー1の疾病は、適切に扱われればリスクが無視できる疾病とされており、カテゴリー2の疾病は、適切に扱われればリスクが無視できるが、現存するデータを実証するために追加的な試験移植により感染性の確認を必要としている。また、ランピースキン病を新たにリスクが不明のカテゴリー4に追加。
第4.8章 家畜及び馬の体外受精卵の採取及び処理	<ul style="list-style-type: none"> ● 体外受精チームの条件に公的機関により認定されるべき旨を追加。 ● 体外受精チームに適用される条件において、チームの獣医師はこの目的のために特別に認定されるべき旨の削除。 ● ドナー動物について考慮すべき疾病として、これまで具体的に規定されていなかったが、口蹄疫、牛疫及び小反すう獣疫（PPR）を規定。
第4.10章 実験用げっ歯類及びウサギの受精卵／卵子の採取及び処理	<ul style="list-style-type: none"> ● 「実験動物（げっ歯類及びウサギ）の受精卵／卵子の採卵及び処理」を全面改正。
第4.12章 死亡動物の廃棄	<ul style="list-style-type: none"> ● 化製処理の方法について、Robert A. SomervilleらのTSE病原体に関する論文をもとに、「180℃、12気圧、40分間の熱処理」から「180℃、10気圧、40分間の攪拌しながらの熱処理」へ変更すると共に、加圧室に入れてから出すまでのおおよその所要時間（120分）を記載。また、処理後の産物について、環境汚染物質を出さない一方、バイオメタンや熱エネルギーなどの再生可能なエネルギーを生産し、肥料や飼料添加物に適したミネラルやタンパクが最終産物に含まれると、この方法の利点を強調。
第5.1章 証明に関する一般的義務	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該物質を介して伝搬することがない物品に対する証明を要求してはならない旨を追加。 ● 1証明書に署名する獣医師は1名とする記述を追加。 ● 証明書について、第5.2章（証明手続き）の条件に基づきサインされるべき旨の追加。
第5.2章 証明手続き	<ul style="list-style-type: none"> ● 書面の証明書には証明する担当官のサイン及び獣医当局のスタンプが必要である旨追加。
第5.6章 輸入国における国境施設および検疫施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 「検疫所」で輸入された動物において疾病が発生等した場合であっても、そのことが当該国の動物衛生に係るステータスに影響を与えるものではない旨追加。

〈 (2) 獣医公衆衛生及びアニマルウェルフェア関連項目の改正案 〉

<p>第6.3章 動物飼料における動物衛生及び公衆衛生ハザードの管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本章の目的に関する記載を、下線部を追加して、「飼料及び飼料原料の生産工程（<u>成長（growing）</u>）、調達、取扱、保管、加工及び流通）においてハザードを管理すること」と修正。 ● 飼料添加物の定義をコーデックスの定義に合わせて修正。 ● 「汚染（contamination）」の定義を、下線部を追加して、「潜在的に有害な飼料及び飼料原料に含まれる好ましくない（<u>unwanted</u>）物質」と修正。 ● 「GAPあるいはGMPのガイドラインがない国は、それを作成する努力をすること」との規定に「あるいは適当な国際基準又は推奨事項を採用すること」を追加。 ● 「従事者は加工管理システムの実行に<u>一義的な責任を負う</u>」と規定されていたところ「従事者は品質管理システムの実行に全責任を負う」と修正。 ● 「飼料及び飼料原料の製造、保管、流通（輸送を含む）及び使用において汚染を回避することは重要であり、関連事項が法律に含まれるべき」との記載を「飼料及び飼料原料の製造、保管、流通（輸送を含む）及び使用において汚染のリスクを最小限にする手続きが法律及び基準に含まれるべき。」に修正。
<p>第6.5章 家きんにおけるサルモネラの予防、検出及び管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「第6.6章 家きんにおける<i>S. Enteritidis</i>及び<i>S. Typhimurium</i>」の内容を本章に移動させ、統合。 ● 「animals」を「birds」に適宜修正。 ● サーベイランスの項目において、「サルモネラ感染症の管理プログラムの法的枠組みにおいて、<u>判断を確実なものとするために、確定診断を要求すべき</u>」との記載を「<u>擬陽性あるいは擬陰性を排除するために、確定診断を要求すべき</u>」と修正。 ● ほこりのサンプリング方法として、「家きん舎の換気扇、壁およびその他の機材からほこりを収集する」旨を追加。 ● サンプリング方法について「感度を上げるため、器具及び表面の追加サンプリングを実施することも可能」との規定を削除。 ● サンプリングの頻度について、下線部を追加し、「食肉用の家禽の群れに対し<u>食鳥処理前に最低一度サンプリングを行うこと</u>」と修正。 ● 家きん舎へのサンプリングについて、下線部を追加し、「サンプリングを管理措置にとってより適切な畜舎あるいは加工施設で実施する」と修正。 ● 予防・管理方法について「初生雛、採卵鶏及び種鶏は<i>S. Enteritidis</i>（SE）及び<i>S. Typhimurium</i>（ST）<u>フリー</u>の施設あるいは群れから入手すること」との規定を、「SE及びSTが<u>検出された証拠がない施設</u>あるいは群れ～」に修正。 ● ワクチン接種について、下線部を追加し、「SEのワクチン接種により<i>S. Gallinarum</i>（SG）<u>及び<i>S. Pullorum</i></u>との交差反応が出る」と修正。 ● 獣医師の関与について、「<u>獣医師の関与が必要な場合</u>、責任ある獣医師は、サルモネラのサーベイランスの

	<p>検査結果をモニターする。」との記載を、「責任ある獣医師は、サルモネラのサーベイランスの結果を評価し、適切な管理措置の実施を監督する。」に修正。</p>
第6.7章 抗菌剤耐性管理に関する推奨事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 文言調整（章番号の追記など）
第7.3章 動物の陸上輸送	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸送機材について、「糞尿が下段に漏れないようにすること」と規定されているが、家きんについては、通常、通気性を良くするよう全方向から風が通るようにデザインされた機材で輸送されるため、当該規定は適用されない旨追加。
第7.4章 動物の空輸	<ul style="list-style-type: none"> ● 家きん固有の要件として以下を追加。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際航空運送協会（IATA）による最新のコンテナの条件に従うこと。 ・ 家きんを入れるクレート／コンテナは、不必要に傾けることなく慎重に取り扱うこと。 ・ 空輸される家きんの多くは初生雛であるが、これらは急激な気温の変化によって傷つきやすいこと。 ・ 「家きんのウェルフェアに関する問題を回避するため、空輸前の税関（貨物の取扱及び通関）における待ち時間はできる限り短くすべき。」との規定を追加。
第7.5章 動物のと殺	<ul style="list-style-type: none"> ● 動物を輸送機材から下ろしてと殺地まで追う棒の使用に際し、「リソースを基礎とする基準に加えて、アウトカムを基礎とする基準（あざ、症状、行動及び死亡率）も、動物のウェルフェアのレベルをモニターするために使用されるべき」との記載を追加。 ● 食鳥処理のための輸送やと殺前の一時収容所に関し、家きん固有の考慮すべき事項を記載。 ● 家きんのスタンニング方法、ウォーターバスを使用した電気スタンニング及びガススタンニングについて、規定を追加。
第7.6章 疾病管理目的の動物の殺処分	<ul style="list-style-type: none"> ● 二酸化炭素あるいは二酸化炭素と窒素の混合ガス等による殺処分方法について、規定を追加。
第7.7章 野良犬の個体数管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 修辞上の修正（表題より「ガイドライン」を削除、「must」を「should」に修正など。）
第7.X章 研究及び教育における動物の使用 ^{新規章}	<ul style="list-style-type: none"> ● 研究及び高等教育における動物の使用に当たってはアニマルウェルフェアを重視するよう、加盟国が法的規制又はその他の形態による監視の仕組みを立ち上げる際のアドバイスを提供。

〈 (3) 個別疾病項目の改正案 〉

<p>第8.1章 炭疽</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 章の目的を明確化するため「一般規定」(第8.1.1条)の冒頭に「この章は、物品及び環境中に存在する炭疽菌に係る人及び動物衛生のリスクを管理することを目的とする」という記述を追加。 ● この章に含まれる物品の輸入及び経路については、この章の規定に従わなければならない旨を追加。 ● 精液及び生体内で採取された受精卵については、その輸送に当たって条件を付してはならない安全物品とする修正。 ● 輸入肉等の由来動物の条件において、と畜前21日間の生ワクチンの接種中止に加え、製薬会社の勧告がある場合には、それ以上の長い期間の生ワクチン接種中止を求めることが出来る旨の追加。 ● 羊毛輸入に係る勧告において、輸入羊毛の条件として、炭疽の発生報告がない施設由来であることの証明に加えて、その羊が剪毛時に炭疽の臨床症状を呈していないことを重ねて証明するよう求めることは、必ずしも必要でないことから、剪毛時の臨床症状に係る条件を削除。 ● 乳については、すべての乳について120度106秒間の熱処理が求められていたところ、熱処理の対象が過去20日以内に炭疽が発生した群由来の乳に限定し、その処理方法を速やかな冷蔵及び低温殺菌に相当する熱処理に修正。その理由は、栄養体の炭素菌が乳中に入り込む可能性がきわめて低いこと、仮にそれが乳中に混入したとしても芽胞に変わることができないことからとしている。また、栄養体の炭素菌は乳中で死滅し、低温殺菌によって容易に殺菌されるとしている。 ● 「豚毛輸入に係る勧告」を新たに追加。豚毛の輸入に当たっては、当該豚毛がと畜前及びと畜後の検査で炭疽の徴候を示していないこと並びに炭疽コントロールの制限下でない施設に由来すること又は、当該豚毛が60分間煮沸され、熱風で乾燥されていることを条件として求めることができるようになっている。 <p style="text-align: center;">【参考資料4参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 芽胞の不活化方法を追記(野生動物由来製品、MBM、毛、糞尿(スラリー)) ● 施設の表面の消毒方法を追記 ● 炭疽に汚染された室内の燻蒸方法を追記 ● 骨粉及び肉骨粉の殺菌方法の変更 ● 堆肥などの殺菌方法から生石灰による方法を削除し、ホルムアルデヒドまたはグルタルアルデヒドの溶液による方法を追加
<p>第8.2章 オーエスキー病</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● この章に含まれる物品の輸入及び経路については、この章の規定に従わなければならない旨を追加。 ● 豚由来の生鮮肉及び豚肉製品その他の畜産物について、その輸入に当たって条件を付してはならない安全物品とする修正。

第8.3章 ブルータング	<ul style="list-style-type: none"> ● 「ブルータングの分布は北緯53度から南緯34度までの間である」との記述を「歴史的に、ブルータングの分布は北緯53度から南緯34度までの間に限定されている」に修正。これに伴い、清浄国・地域について、北緯53度以北、南緯34度以南にあって、隣接国が汚染国でなければ、清浄国・地域とする規定の削除。 ● 清浄国等になるためのベクターのヌカカ属の有無について、「ブルータングウイルスのベクターとなる可能性のあるヌカカ属」という表現から、「ブルータングウイルスのベクターとなる可能性のある」という部分を削除。 ● ベクターのサーベイランスについては第1.5章（動物疾病を媒介する節足動物のサーベイランス）を補完する形で行う旨の追加。 ● サーベイランスの対象について、「野生反すう動物の貿易をしようとする場合には、感受性の野生反すう動物についてもサーベイランスの対象とすべき」としていた部分の削除。 ● 「検疫所 (quarantine station)」を「防虫施設 (insect proof establishment)」に文言修正。
第8.5章 口蹄疫	<ul style="list-style-type: none"> ● ワクチン非接種清浄国及び地域並びにワクチン非接種清浄国及び地域の4種類の国又は地域について満たすべき条件の整理。 ①4種類の国・地域に共通 以下の事項について文書による証拠を提出するよう追加。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第8.5.40条から第8.5.46条の規定条に従った口蹄疫及び口蹄疫ウイルス感染に対するサーベイランスが実施中であること。 ・ 口蹄疫の早期発見と予防及び管理に関する定期的な措置が実施されること。 ②ワクチン接種清浄国及び地域 以下の事項について文書により証拠を提出するよう追加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 口蹄疫の予防を目的として、定期的なワクチン接種が実施されていること ・ ワクチンは、陸生マニュアルに記載された基準に準拠して使用されており、現在流行中のウイルス株に適していること ・ 適用可能な場合には、プロテクションゾーンの境界及び措置の詳細情報 ③ワクチン非接種清浄国及び地域 以下の事項が適切に実行及び監督されていることを詳細に述べ、文書による証拠を提出するよう追加。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案された口蹄疫清浄地域の境界 ・ 適用可能な場合には、プロテクションゾーンの境界及び措置の詳細情報 ・ 提案された口蹄疫ウイルス清浄地域へのウイルスの侵入予防のためのシステム（感受性動物の移動管を含む） ● 「口蹄疫清浄コンパートメント」に関する新規条項の追加（資料6）。 ● 「口蹄疫感受性動物を即時殺処分するための同一国内における封じ込め地域から清浄地域（ワクチン接種の有無にかかわらず）への輸送手段」に関する新規条項の追加。

第8.16 ウエストナイル熱 (XXV)	<ul style="list-style-type: none"> ● この章の対象となる感受性動物から12日齢未満の鶏及び七面鳥を削除。 ● 各輸入条件の対象動物を明確化。
第10.4章 鳥インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none"> ● 「container」を「packaging materials」に置換。 ● 生鮮鶏肉に関して、通報対象の鳥インフルエンザに係る条文を削除して、それを高病原性鳥インフルエンザに係る条文と統合する修正。 ● 家きんのミールについては、必ずしも肉のみが含まれるわけではないため、「poultry meat meal」を「poultry meal」に修正。 ● 卵及び卵製品におけるインフルエンザウイルスの不活化方法において、「温度」としか記載していなかったところ、「中心温度」とし、明確化。 ● 肉におけるインフルエンザウイルスの不活化方法において、「中心温度 70°C、3.5 分間」としていたところ、製造基準温度として、科学的根拠に基づき複数の温度及び時間の組み合わせを提示。 ● サーベイランスの方法として、ウイルス学的方法、血清学的方法及び臨床学的方法に、分子学的 (molecular) な方法を追加。
第10.13章 ニューカッスル病	<ul style="list-style-type: none"> ● 「第10.4章 鳥インフルエンザ」と同じく「poultry meat meal」を「poultry meal」に修正。 ● 「container」を「packaging materials」に文言修正。 ● 「毛粉の輸入に係る勧告」(第 10.13.19 条)について、これを「毛粉及び家きん肉粉の輸入に係る勧告」(第 10.13.19 条)に修正し、新しい不活化法の選択肢 (74°C以上、280 分以上の熱処理) を追加。 ● 「第 10.4 章 鳥インフルエンザ」と同じく、肉に関するニューカッスルウイルスの不活化法として「中心温度 75°C、574 秒」としていたところ、製造基準温度として、科学的根拠に基づき複数の温度及び時間の組み合わせを提示。
第11.6章 牛海綿状脳症	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全物品 (safe commodities) の輸入は、どのような BSE リスクステータスからのものであれ、輸入国の BSE リスクステータスに影響を与えることはない旨の記述を追加 ● BSE リスクステータスの認定に必要となる飼料規制の実施要件として、他のほ乳類由来の飼料による交差汚染について適切な水準の管理及び査察が行われていることを立証しなければならない旨の追記。 ● BSE に関する特定危険部位 (SRM) の月齢条件の変更 (資料 7)。 ● BSE のリスク評価について、飼料規制実施後に生まれた自国産発生症例の疫学調査を実施することが規定されている。

第11.7章 牛結核病	<ul style="list-style-type: none"> ● 「牛結核清浄国又は地域」(第 11.7.2 条)の条件において、「5 年連続して牛結核菌の感染が検出されない」との記述について、「感染が検出されない」について具体的数値をもって規定(当該群の 99.8%並びに国又は地域の牛、水牛及び野牛の 99.9%に感染がない)する形に修正。 ● 牛結核病の検査として、従前のツベルクリン検査の他にガンマーインターフェロン検査が追加されている。 ● 牛結核病清浄農場について、これまでは、と殺前又はと殺後の検査において少なくとも 3 年連続して牛結核病の兆候又は病変が認められないこととの条件であったが、「3 年連続して」が「1 年間」に短縮されている。
第11.8章 飼育鹿の牛結核	<ul style="list-style-type: none"> ● 前章(第 11.7 章)の修正に伴い、それと整合させるため「飼育鹿の牛結核清浄国又は地域」(第 11.8.2 条)の記述を修正。
第11.9章 牛肺疫	<ul style="list-style-type: none"> ● この章の対象となる感受性動物の具体例として「domestic cattle (家畜の牛)」があげられていたところ、「cattle (牛)」に修正。
第11.11章 牛白血病	<ul style="list-style-type: none"> ● 牛白血病の清浄コンパートメントに係る条が新たに追加され、清浄コンパートメントの認定条件等を規定。
第11.13章 牛伝染性鼻気管支炎	<ul style="list-style-type: none"> ● 凍結精液の輸出条件の一つとして、血清検査の結果が不明又は陽性の場合の検査項目として、「ウイルス同定の結果が陰性であること」としていたところ、「ウイルス同定又は陸生マニュアルに従った PCR の結果が陰性であること」に修正。
第11.14章 ランピースキン病	<ul style="list-style-type: none"> ● 「bovine」を「cattle」に文言修正。 ● ランピースキン病に関連して、輸出精液の採取、処理及び保存は第 4.5 章及び第 4.6 章の規定に従わなければならないこととされている。 ● ランピースキン病に関連して、牛の受精卵／卵子の輸入条件が新たに規定されている。
第12.7章 馬インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none"> ● 「horses (馬)」を「domestic equids (家畜の馬科)」に、また肉の輸入に関する勧告の中では「horses, mules or donkeys (馬、らば及びロバ)」を「equids (馬科)」に文言修正。 ● 清浄国や撲滅プログラムに着手している国が、輸出国に求めることができる PCR 検査のための採材時期(第 12.7.6 条)について、これまでは「積載 21 日前及び 3 日前」としていたところ、「積載 7～14 日前及び 5 日未満前」に修正。 ● 馬インフルエンザの清浄国等の条件として、これまでは「届出伝染病になっていること」及び「効果的なサーベイランスが行われていること」の 2 点のみであったが、これに「2 年間発生がないこと」を追加。

第12.10章 馬ウイルス性動脈炎	<ul style="list-style-type: none"> ● 抗体陽性の未去勢牡馬の輸出のための交配試験及び精液からのウイルス分離試験の実施時期について、これまでそれぞれ「積載前 12 ヶ月以内」及び「積載前 28 日までの間」であったものを、それぞれ「積載前 6 ヶ月以内」及び「積載前 6 ヶ月までの間」に修正。 ● 抗体陽性の未去勢牡馬であっても、その抗体試験から 6 ヶ月以内に採材された精液のウイルス分離試験で陰性で、その後ワクチン接種された馬であれば輸出できる条件を追加。 ● 未去勢輸出牡馬の輸出条件として、ワクチン接種馬については抗体検査を実施することなく輸出できるように修正。 ● 供与馬が抗体陰性で、ワクチン接種後に 21 日間隔離され、その後定期的にワクチン接種された場合には、その精液は輸出の条件を満たしているが、この抗体陰性の試験日について隔離開始前 7 日以内の条件が追加されている。 ● 抗体陽性の供与馬の精液の輸出のための供与馬の交配試験及び精液からのウイルス分離試験の実施時期について、抗体陽性未去勢牡馬の輸出の条件と合わせて、それぞれ「積載前 6 ヶ月以内」及び「積載前 6 ヶ月までの間」に修正。 ● 抗体陽性の供与馬の精液の輸出条件についても、抗体陽性未去勢牡馬の輸出条件と合わせて、その抗体試験から 6 ヶ月以内に採材された精液のウイルス分離試験で陰性で、その後ワクチン接種された馬であれば輸出できる条件を追加。
第14.9章 スクレイピー	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全物品に受精卵を新たに追加し、それにあわせ他の条文を修正。 ● スクレイピー清浄国の条件を整理し、歴史的清浄国の条件の削除。また、年一回の検査が必要とされる条件について、これまでは、慢性消耗性症状を示す個体の 0.1%を超える有病率の場合としていたところ、群の 0.01%の有病率へと修正。 ● 生場施設として認定される条件（第 14.9.5 条）に受精卵及び精液の導入条件を追加。 ● スクレイピー清浄コンパートメントの規定の文言修正。
第15.3章 豚コレラ	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去 12 ヶ月間ワクチン接種されていないことが、豚コレラの清浄国等の条件の一つとされているが、ワクチンが接種された豚と自然感染の豚とを区別する OIE マニュアル第 2.8.3 章に認定された方法がある場合には、ワクチンを接種していても、清浄国等のステータスを得ることができるよう修正。 ● 生鮮肉の輸入条件のうち、清浄国等での飼養期間に関する「出生以後又は少なくとも過去 3 ヶ月」という条件の削除。

第11. 4章 牛囊尾虫病
第11. 10章 デルマトフィルス症
第12. 4章 伝染性リンパ管炎
第12. 12章 馬疥癬
第12. 13章 馬痘
第15. 2章 委縮性鼻炎
第15. 6章 エンテロウイルス性脳
脊髄炎

● 章の削除